

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反 映 区 分	担 当 部 課
2	<p>【熱供給体制の令和5年廃止報道について】 日新町町内会</p> <p>当時の政策によって、熱供給が市営住宅に施されて、運用されてきましたが、時代の変化や団地の建て替えにより、廃止を余儀なくされていることは、理解している。特に、町内会区域では、産労住宅や民間マンションも抱えており、具体的な説明はあるにせよ、今後の不安が拡がっている。 今後についての方向性や不安解消の説明を行って頂きたい。</p>	<p>熱供給事業者から、「令和5年度を目途に熱供給事業を終了したい。」との方針が示されたところでございますが、今後、産労住宅や民間マンション等の方々と具体的な協議を行うとお聞きしております。 なお、市営住宅につきましては、今後、具体的な対応策をお示しできる時点で入居者の皆様へ周知を図ってまいりたいと考えております。</p>	B	都市建設部 住宅課
3	<p>【公住30号棟から、市への要望について】 日新町町内会</p> <p>公住30号棟については、当該町内会の第4ブロックに所属し、日頃からの町内会活動に際し、ご尽力いただいている。 平成30年4月には、30号棟から市営住宅の退去に関する要望が市に対し発せられているが、明確な改善策や対応状況についての返答がありません。(書面での回答を求めている) 居住者の連名による要望書が発せられている重要性をご認識頂き、環境改善のため、改めての市の回答を求めたい。</p>	<p>市営住宅の入居者や自治会からの意見・要望や苦情等につきましては、要望書や苦情届等文書の他、電話や管理人事務所等の窓口においても受付を行っております。 提出された要望や苦情に対しては、速やかに対応するとともに、その経過についても丁寧な説明を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 住宅課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
4	<p>【日新町町内会館の今後について】 日新町町内会</p> <p>団地の建て替えが進み、令和5年度には、入居までの待機をする仮住まいの移動も落ち着く形となるが、町内会の活動拠点、住宅管理の中枢を担う管理室が設置されている当該会館については、建て替えなどの計画はあるのか。</p> <p>熱供給体制も廃止の動きが出始めているなど、今後の会館暖房等についても、どのような方向性を持って臨まれるのか。市の考え方をお示し頂きたい。</p>	<p>当該施設は、市営住宅の共同施設として昭和49年に建設され、現在は指定管理制度のもと施設の運営を日新町町内会にお願いしております。</p> <p>施設の整備予定につきましては、集中暖房から個別暖房化する改修を行うほかは、当面は維持修繕による管理を行い、その後日新建替事業終了後を目途に大規模改修や建替え等を検討してまいりたいと考えております。</p>	C	都市建設部 住宅課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
5	<p>【停電時の水の供給について】 桜坂町町内会</p> <p>胆振東部地震の際、北海道全体がブラックアウトしました。</p> <p>その際、当桜坂町では、停電＝水の供給が止まる。断水する。との噂が流れました。しかし、夜が明けて町民の皆様が断水準備をしているさなか、市の担当者が来られてポンプを速やかに作動させていただき、断水にならずにすみしました。本当にありがとうございました。</p> <p>本題ですが、再度、大きな地震、大雨、洪水等の自然災害が発生した場合、また、停電になるでしょう。その時も市の担当者が来られてポンプを稼働させていただけるのでしょうか。ライフラインが止まったときも来れるのでしょうか。</p> <p>桜坂町、坂の下のポンプ場の下には大きなタンクがあり、他の地域へも供給している。とも聞いています。その重要な役割を果たしているポンプ場。市の担当者が来れない災害が発生。との状況を想定して近隣のどなたかがポンプを稼働させる。との訓練も必要なのではないのでしょうか。</p> <p>市として、停電＝人海による稼働マニュアルはあると思いますが一考してください。</p>	<p>桜坂町のポンプ場には非常用発電機が備え付けられております。自然災害等により施設が停電した場合においても、自動的に発電機とポンプが運転し、水道水が町内に送られる仕組みになっております。また、各種警報装置も備わっており、24時間、施設の異常が通報される施設になっております。</p> <p>市としましては、このような自動化された無人施設においても、地震や停電等が発生した際には必ず目視点検を実施いたします。また普段から、夜間休日の場合、施設に異常が発生した際には、近隣に居住している市の職員が直接、現地へ向かう体制を整えており、地震等により車での移動が困難な場合でも、徒歩で現地に向かい対応いたします。</p> <p>なお、桜坂町にあるポンプ場の配水地域は当町のみとなっております。</p>	A	上下水道部 水道管理課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
6	<p>【津波警報が発令された場合の避難場所について】 桜坂町町内会</p> <p>津波警報が発令された場合(大きな地震で津波警報が発令されなくても)浸水地域の方はどこへ避難されるのでしょうか。東日本大震災のとき、胆振東部地震の際、当桜坂町に多くの方(車)が避難されてきました(残念ながら、台数、人数は把握できませんでした)。最大津波潮位も9.6mと変更になっています。通常の避難所も見直しの必要性もでてきているでしょう。</p> <p>当地域の避難所は日新小学校、1,050人。明倫中学校、1,050人。と収容数を聞いています。このような津波警報が発令された場合、とても避難者を収容できる避難所ではありません。そこで発生するのが車による避難。</p> <p>そこで浸水地域の方へのアンケートを実施していただき、避難先の把握をし、避難先の整備へ結び付ければ幸い、と考えています。このアンケート調査の実施について、市としての考えはありますか。</p>	<p>津波災害の避難先につきましては、これまでも、浸水想定区域外へ避難いただくよう防災出前講座など様々な機会を通じて周知してきました。</p> <p>津波警報や大津波警報の発表時には、まずは海から離れた高いところを目指して身の安全を確保し、危険性が無くなった後に、自宅での生活が困難な状況であれば、最寄りの避難所(学校)に避難していただくことになります。</p> <p>市としましては、こうした津波避難の考え方についてさらなる周知が必要と認識しており、御指摘のアンケート調査もその一助になると考えますが、まずは引き続き出前講座等を通じた津波避難の周知・啓発に力を入れてまいりたいと考えております。</p> <p>また、避難先につきましては、津波災害ではより多くの避難者が見込まれることから、状況に応じて指定避難所以外の施設の活用や他自治体と連携して対応するなど、避難者収容体制の強化に努めてまいります。</p>	A	市民生活部 危機管理室
7	<p>【バスダイヤについて】 桜坂町町内会</p> <p>桜坂町町民に関係する問題となっていますバスダイヤ。平日も、コロナ禍にて土日ダイヤになっている現状。朝、晩の2便のみ。通勤には問題はないが、通院されている方の足。免許証の返納を失敗した、との意見も。現状では日新の停留所までの徒歩、帰りも同様、大変な負担になっています。</p> <p>通院されている方からの情報にて初めて知りました。本来は町内会へ減便をします、との知らせの一報があるべき、と思いますが。</p> <p>平日バスダイヤへ戻す時期はいつになるのか。また、一方なしでダイヤが戻るのか。</p>	<p>市内路線バスにつきましては、新型コロナウイルスの影響により、利用者が減少し、平日について、土日祝日ダイヤに朝晩の特別便を加えた運行をしております。</p> <p>平日ダイヤに戻す時期につきましては、利用者の回復状況を見ながら検討していると、バス事業者から伺っているところです。市としましては、利用者のためにも、早期に平日ダイヤに戻すよう、引き続きお願いをしております。</p> <p>平日ダイヤに戻す際には、市ホームページやフェイスブック、LINEの活用や、報道機関を通じた情報発信を行い、しっかりと市民周知を図ってまいります。</p>	B	総合政策部 まちづくり推進課